行財政改革

- 行財政改革の推進
- これまでの行財政改革
- 平成15年度までの行財政改革
- 民間活力の導入
- 要望等取扱要領
- 総務部の業務概要
- 条例の一斉点検・見直し

令和08年05月26日

県の窓口受付時間変更（試行）のお知らせ

窓口受付時間変更を試行します

令和8年8月1日(土)から

9:00～16:00

皆様のご理解とご協力をお願いします

窓口受付時間

９時～１６時

試行期間

令和８年８月１日（土）～令和９年３月３１日（水）

対象窓口

法令等に基づき、県に対して個人・企業等が行う申請・届出などの行政手続等について、対面で対応するものが対象です。

※旅券窓口については、一部、受付時間を変更します。
旅券窓口の開設時間について

対象外の窓口・施設について

これまでどおりの時間で利用できる県の窓口や施設は次のとおりです。

- 各種相談窓口　※申請・届出に係る相談は、受付時間を変更（９時～１６時）します。
- 緊急時対応が必要な窓口（災害対応など）
- 県立学校
- 文化・交流施設、医療機関
- その他（選挙に係る届出など）

詳細は、**こちら**をご確認ください。

電話対応について

これまでの対応時間から変更はありません。

実施の目的

窓口の利用実態調査や、県庁内の行政手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえて、受付時間を見直すこととしました。
職員の勤務環境を整えることで、県民の皆様への安定した行政サービスの提供につなげていきます。

その他

・職員の勤務時間（原則、８時３０分～１７時１５分）に変更はありません。
・試行期間中に大きな問題が生じなければ、令和９年４月１日（木）から窓口受付時間変更を本格実施します。

Q&A（よくあるご質問）

９時～１６時にした理由は？

窓口の利用者数を調査したところ、約９割の方が９時～１６時の間に窓口を利用していることが分かりました。
調査結果により、利用者が多い時間帯である９時～１６時を受付時間として、本取組を試行することとしました。

受付時間外は対応してもらえませんか？

変更前の受付時間内であれば、これまでどおり対応します。
申請・届出などの行政手続等については、可能な限り受付時間内（９時～１６時）に窓口までお越しいただきますようご協力をお願いいたします。

窓口に行かなくても申請・届出はできますか？

三重県では、行政手続のオンライン化を着実に進め、利用者の利便性向上に取り組んでいます。
一部の手続を除き、オンラインによる申請・届出が利用できますので、三重県の電子申請・届出システムをご利用ください。
◆電子申請・届出システム

施設（各庁舎など）は何時から開いていますか？

これまでの開閉時間（原則、８時３０分～１７時１５分）から変更はありません。

本ページに関する問い合わせ先

三重県　総務部　行財政改革推進課　行財政改革班

〒514-8570　津市広明町13番地（本庁3階）
電話番号：059-224-2231　ファクス番号：059-224-3170　メールアドレス：gyoukaku@pref.mie.lg.jp

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

お求めの情報は充分掲載されていましたか？	○充分だった	○ふつう	○足りなかった
このページの内容や表現は分かりやすかったですか？	○分かりやすかった	○ふつう	○分かりにくかった
この情報はすぐに見つけられましたか？	○すぐに見つかった	○ふつう	○時間がかかった

送信する

三重県庁　〒514-8570　三重県津市広明町13番地　三重県庁電話案内：059-224-3070　法人番号5000020240001　県庁案内

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。　Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.